

第5次総合計画 前期基本計画（素案）

【市民生活，安全安心】

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、良質な住環境の維持、向上を図るため、官民協働による市民マナー条例の周知や来訪者等に対する阪神間合同での取組など、新たな情報発信を進めるとともに、ごみの減量化など環境負荷低減の施策や市内生息生物の実態調査など豊かな自然環境の保全に取り組みました。また、商業分野においては、中小企業・小規模企業の振興や創業・経営継続支援の拠点となるコワーキングスペース新設への補助、阪神間モダニズム文化をブランドとして活用する事業などを実施しました。
- 市民アンケートにおいて、まちの清潔さや自然環境は高い評価を得ていますが、商業の活性化・利便性に関する満足度は低い結果となっています。本市の特徴でもある綺麗なまちを市民とともに維持しつつ、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出し、良好な住生活環境の形成に努めます。
- このため、第5次総合計画では、「清潔なまちを協働で維持する」、「環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高める」、「地域特性に合った商業の活性化」、「行政サービスの利便性向上」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

- ① 美しく清潔だと思える市民の割合【個別アンケート】
- ② 地球温暖化防止に向けた取組を行っている項目の割合【総合計画アンケート】
- ③ 1人1日当たりのごみ排出量
- ④ 市内の商店街・商業施設の利用状況（「以前から利用」+「最近利用」の割合）【個別アンケート】
- ⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合【総合計画アンケート】

■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年条例第13号）
- 第2次市民マナー条例推進計画（令和元～5年度）
- 第3次環境計画（平成27～令和6年度）
- 森林整備計画（平成29～令和9年度）
- 第5次環境保全率先実行計画（令和3～7年度）
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第32号）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成29～令和8年度）
- 分別収集計画（第8期）（平成29～令和3年度）
- 中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年条例第24号）

<基本施策，主な施策，説明文>

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例をはじめ，ごみの出し方やまちの清掃を市民一人一人が心がけ，マナーをまもる清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き，意識を高めます

6-2-1 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて，市民が生きものに関心を持ち，身近な自然に親しみ，自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球規模の環境問題である地球温暖化の防止に向け，温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

6-2-3 ごみの減量化，再資源化事業の促進

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進むよう，3R^{*1}や事業系ごみの適正処理などを推進します。

6-3 地域特性に合った商業の活性化を目指します

6-3-1 地域に合った商業活性化の推進

商店街への支援など，それぞれの地域に適した商業活性化事業を推進します。

6-3-2 起業・創業・経営継続の支援

創業支援事業，コワーキングスペースを活用した経営継続支援事業に取り組みます。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

ICTやマイナンバー等を活用し，行政サービスの利便性の向上を図ります。

*1 3R：Reduce（リデュース，発生抑制），Reuse（リユース，再使用），Recycle（リサイクル，再生利用）を表す。Reduce から優先度が高い。

施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、公共施設やライフライン、住宅の耐震化、無電柱化、防火水槽の整備などのハード対策に加え、防災情報の発信ツールの多重化に取り組んだほか、将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に対応するため、津波一時避難施設の指定やハザードマップ等を活用した市民啓発、要配慮者の把握、防災訓練の実施などのソフト対策も進めてきました。
- 近年には大規模な災害が各地で頻発しており、本市においても、従来の予想を上回る災害に向けて、行政のできることに、市民のできることに、それぞれにおいて日頃からの備えが課題であり、今後も国や県と一体となった防災・減災に向けた各種取組を推進しながら、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず様々な局面に対応可能な地域づくりを目指す必要があります。
- このため、第5次総合計画では、「防災機能の向上」、「自助、共助、公助の連携による災害対策」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

- ① 住宅の耐震化率
- ② 地区防災計画の策定状況
- ③ 災害時への備えをしている人の割合【総合計画アンケート】

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画（平成20～令和7年度）
- 強靱化計画（平成29～令和3年度）
- 無電柱化推進計画（平成30年策定）
- 地域防災計画（毎年更新）
- 水防計画（毎年更新）
- 国民保護計画（平成28年変更）
- 危機管理指針（平成25年改訂）
- 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年策定）
- 第3次地域福祉計画（平成29～令和3年度）

7-1 まちの防災機能を高めます

7-1-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため，住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-1-2 避難所等既存施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして，避難所等での物資援助（災害協定），耐震性貯水槽の整備などの強化を図ります。

7-1-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき，「電柱・電線のないまち」を目標に，長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

7-2 自助，共助，公助の連携により，災害に備えます

7-2-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定，地域防災訓練の充実及び要配慮者支援など共助の取組の推進，消防団への入団促進など体制の構築を支援します。

7-2-2 災害発生時の体制や地域防災力の強化

地域防災計画に基づく各種取組を推進するとともに，消防体制や防災士の充実，事業継続計画（BCP）*2の見直しなどを行います。

7-2-3 防災に関わる情報の効果的な発信

災害発生時に市民に必要な情報を届けられるよう，テレビやラジオだけでなく SNS 等を活用した多様な情報発信，要配慮者にも配慮した情報提供などに取り組みます。

*2 事業継続計画（BCP）：災害対応業務のうち優先度の高い応急業務や，非常時においても優先度の高い通常業務などの対応策についての計画のこと。

施策目標8 日常の安全安心が確保されている

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、防犯対策面では、防犯カメラの設置などを実施し、同時に様々な地域団体が自主的に地域パトロール活動を展開しました。交通安全面では、警察や関係団体等と一体となって交通安全対策に取り組んでおり、児童の登下校時の見守り活動の展開、交通安全教室等の開催による交通ルール・マナーの周知・啓発などを行いました。
地域医療体制面では、住み慣れた地域で市民が安心して適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関の連携強化に努めたほか、地域包括ケアシステムの構築を図りました。また、救急体制については、救急救命士や認定救急救命士の養成などにより質の向上に努めました。
- 刑法犯罪認知件数は減少していますが、スマートフォンやパソコンを使う中で巻き込まれる消費者トラブルが近年、問題となっており、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加の傾向にあります。また、市民アンケートにおいて、交通安全に関する項目の満足度が低く、高齢者の死亡事故や自転車による事故の減少に向けた対応が求められています。そして防犯対策や交通安全には関係団体と連携しながら地域に合わせた取組を進めることが必要です。医療分野においては、緊急時に適切な医療を受けられることも引き続き必要です。
- このため、第5次総合計画では、「地域などと連携した防犯の向上」、「交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちづくり」、「誰もが安心して適切な医療を受けられる地域」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

- ① 犯罪の認知件数
- ② 交通事故の発生件数
- ③ 119番通報受信から出動までの時間

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民の生活安全の推進に関する条例（平成13年条例第17号）
- 第11次芦屋市交通安全計画（令和3～7年度）
- 交通バリアフリー基本構想（平成19年策定）
- 市立芦屋病院新改革プラン（平成29年策定）

<基本施策，主な施策，説明文>

8-1 地域などと連携し防犯の向上に取り組みます

8-1-1 関係機関，地域活動団体等との連携を図り，市民の安全を確保するための対策
まちづくり防犯グループ*3などとの連携，見守り活動の支援，警察等との連携による情報発信に取り組みます。

8-2 交通ルールを守る意識を高め，歩きやすいまちとなるよう取り組みま

す

8-2-1 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため，交通安全教室などを通じて自転車を含む交通ルールやマナーについて啓発に取り組みます。

8-2-2 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検，改善

子どもたちを交通事故から守るため，学校，PTA，地域等と連携して，通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-3 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため，防護柵の整備，道路のバリアフリー化，警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

8-3-1 救急体制の充実

誰も取り残さない119番受信体制に努め，一刻も早い救急救命活動を進めます。

8-3-2 医療の地域連携の推進

市民に信頼され，安全で質の高い医療を安定的に提供できるよう，市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図ります。

*3 まちづくり防犯グループ：「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され，防犯パトロールや子どもの見守り活動等の防犯活動やまちの美化活動等，安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている，市民による自発的な地域防犯組織のこと。